

競争入札参加者の選定に係る準市内業者の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、笠岡市（以下「市」という。）が行う建設工事の競争入札に係る参加者を準市内業者として取り扱うに当たり、必要な要件を明確にすることにより、公平かつ公正に業者の選定を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する準市内業者とは、市内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けている従たる営業所（以下「支店」という。）を有する者で、本社から、見積もり、入札及び請負契約の締結に係る権限の委任を受け、市に法人市民税を納付している者をいう。

(要件)

第3条 競争入札参加者を準市内業者として取り扱うに当たり必要な要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 市の指定する期日までに、支店所在地等報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ただし、提出後に届出内容に変更があった場合は、その事由が生じた日から2週間以内に、改めて報告書を提出すること。

ア 支店の職員一覧表

イ 市発注工事請負にかかる営業所専任技術者調書

ウ 支店所在地調査に関する誓約書

(2) 支店において請負契約の見積もり、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行い、契約締結ができること。

(3) 支店の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。また、併用住宅の場合は、支店の実態を調査の上、総合的に判断すること。

(4) 支店に営業活動を行い得る人的配置がされ、かつ責任者が存在し常駐していること。

(5) 支店に登録業種に係る専任の技術者（法第7条第2項に規定する技術者をいう。）を常駐で配置していること。

(6) 支店に常時連絡がとれる体制となっていること。

(7) 支店に、事務等を執り行える器具・家具類、備品、複写機、通信機器等が具備されていること。

(8) 登録業種土木一式及び建築一式については、支店に笠岡市民（住民票がある者）を2人以上雇用（常時雇用で社会保険加入）していること。ただし、当分の間は1人以上とする。

(9) 市内に支店を設置し、笠岡市の入札参加資格登録をしてから3年以上経過していること。

(10) 登録業種土木一式及び建築一式については、支店が商業登記簿謄本に登録されていること。

2 支店が次の号のいずれかに該当する場合は、準市内業者として取り扱わない。

(1) 支店に営業活動を行い得る人的配置がなく、かつ配置人員が他の事務所等と兼務となって

いて、不在の状態が頻繁である場合。

- (2) 支店の連絡体制が、不在転送電話、単に取り次ぎ、単なる連絡員の配置の場合。
- (3) 事務等を執り行える器具・家具類、備品、複写機、通信機器等が、報告書に記載されている数量等と比較し、極端な不足等がある場合。

(実態調査)

第4条 報告書に基づき、必要に応じて実態調査を実施する。

- 2 前項の実態調査は、複数名で行い、次に掲げる事項に留意し、厳正な態度で臨むものとする。
 - (1) 調査項目は報告書に記載された項目とし、該当事項に係る実態を確認すること。
 - (2) 報告書の内容を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。
 - (3) 専任技術者の常駐について、必ず氏名等を確認すること。
- 3 実態調査の結果、報告書の内容と実態に相違がある場合については、必要な改善指導を行うとともに、報告を求め、再度実態調査を行う。

(準市内業者の取扱い)

第5条 報告書及び実態調査等により、準市内業者としての要件が確認されるまでの間は、準市内業者としては取り扱わないこととする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に準市内業者として取り扱っていた者については、平成29年5月31日までは第3条第1項に規定する要件を確認したものとみなす。